

議会受付番号	鎌議第 1251 号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長 (総務部管財課)

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項 (鎌倉市議会会議規則第 105 条) の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

緑地用地取得の前所有者と前々所有者等について

### 2 質問の要旨

1. 平成 27 年 2 月 9 日、議会全員協議会で報告された山崎・台峯緑地用地取得及び鎌倉中央公園拡大区域 (台峯) 用地の取得について、当日の資料において、鎌倉市が取得する前の其々の土地の所有者 (以降、前所有者) は、野村不動産など明らかになっているが、これら前所有者に対して権利が移転する前の所有者について、公開情報である登記簿の所有者移転情報に基づいて、其々の土地についての前所有者、前々所有者、前々所有者から前所有者への移転日を明らかにせよ。
2. 市として、購入した其々の金額も、1. の質問への答弁としてあわせて答弁を求める。

### 3 答弁

- 1 用地取得にあたっては、取得土地の所有者、抵当権の有無など、取得に必要な事項について確認を行っており、過去の土地所有者、所有権の移転日についての確認は必要としていません。
- 2 (仮称) 山崎・台峯緑地用地は台字西ノ台 1695 番 2 外 123 筆で 10 億 1,603 万 6,740 円、鎌倉中央公園拡大区域 (台峯) 用地は梶原三丁目 2813 番 2 外 18 筆で 4 億 8,717 万 93 円です。それぞれ一括して購入しており、筆ごとの金額は算定していません。